

(1) 給与所得控除後の金額

給与等の収入金額[A](税込)	給与所得控除後の金額
55万1千円未満	0円
55万1千円以上161万9千円未満	[A]－55万円
161万9千円以上162万円未満	106万9千円
162万円以上162万2千円未満	107万円
162万2千円以上162万4千円未満	107万2千円
162万4千円以上162万8千円未満	107万4千円
162万8千円以上180万円未満	[A]÷4(千円未満の端数切捨て)…[B]⇒[B]×24+10万円
180万円以上360万円未満	[A]÷4(千円未満の端数切捨て)…[B]⇒[B]×28－8万円
360万円以上660万円未満	[A]÷4(千円未満の端数切捨て)…[B]⇒[B]×32－44万円
660万円以上850万円未満	[A]×0.9－110万円
850万円以上	[A]－195万円

(3) 所得金額調整控除

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が適用されます。

- ① 給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合
- ・特別障害者に該当する
 - ・年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除
＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10％

- ② 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除
＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を限度）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を限度））－10万円

※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

(4) 配偶者控除

あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額 48万円以下の場合	配偶者控除額		
一般の控除対象配偶者	33万円	22万円	11万円
老人控除対象配偶者 (配偶者のうち70歳以上)	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除

あなたの合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の合計所得金額	配偶者特別控除額		
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※令和元年度以降、配偶者控除、配偶者特別控除については、あなたの合計所得金額が 900 万円を超えると段階的に控除が下がる仕組みになり、合計所得金額が 1,000 万円を超えると、配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受けることはできないことになりました。

(6) 生命保険料控除

	支払金額		控除額	
	新契約	旧契約	新契約	旧契約
生命保険料	12,000円以下のとき		全額	
	12,000円超32,000円以下のとき		支払金額÷ 2 +6,000円	
	32,000円超56,000円以下のとき		支払金額÷ 4 +14,000円	
	56,000円超のとき		28,000円	
保険料	15,000円以下のとき		全額	
	15,000円超40,000円以下のとき		支払金額÷ 2 +7,500円	
	40,000円超70,000円以下のとき		支払金額÷ 4 +17,500円	
	70,000円超のとき		35,000円	
控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）			
	一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約のそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額28,000円）。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、控除の合計額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用。			

(2) 公的年金等の雑所得の金額 公的年金等の収入金額[A]－公的年金等控除額[B]

		公的年金等控除額(B)			
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
昭和30年 1月1日以前 生まれ	65歳未満	公的年金等の 収入金額(A) (税込)			
		130万円以下	60万円	50万円	40万円
		130万円超 410万円以下	$[A] \times 25\% + 27万5千円$	$[A] \times 25\% + 17万5千円$	$[A] \times 25\% + 7万5千円$
		410万円超 770万円以下	$[A] \times 15\% + 68万5千円$	$[A] \times 15\% + 58万5千円$	$[A] \times 15\% + 48万5千円$
		770万円超 1,000万円以下	$[A] \times 5\% + 145万5千円$	$[A] \times 5\% + 135万5千円$	$[A] \times 5\% + 125万5千円$
		1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円
		公的年金等控除額(B)			
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
昭和30年 1月1日以前 生まれ	65歳以上	公的年金等の 収入金額(A) (税込)			
		330万円以下	110万円	100万円	90万円
		330万円超 410万円以下	$[A] \times 25\% + 27万5千円$	$[A] \times 25\% + 17万5千円$	$[A] \times 25\% + 7万5千円$
		410万円超 770万円以下	$[A] \times 15\% + 68万5千円$	$[A] \times 15\% + 58万5千円$	$[A] \times 15\% + 48万5千円$
		770万円超 1,000万円以下	$[A] \times 5\% + 145万5千円$	$[A] \times 5\% + 135万5千円$	$[A] \times 5\% + 125万5千円$
		1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円

(5) 地震保険料控除

- ①地震保険契約による保険料のみを支払った場合
支払額 50,000円以下 控除額 支払保険料÷2
50,001円以上 25,000円 (限度額)
- ②長期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合
(経過装置として、平成18年末までに契約したものについては従前どおり適用)
支払額 5,000円以下 控除額 全 額
5,001円～15,000円以下 支払額÷2 +2,500円
15,001円以上 10,000円
- ③地震・長期の両方の契約があり、それぞれ保険料を支払った場合
①の式により求めた控除額＋②の式により求めた控除額 (限度額25,000円)
※1つの契約で①と②両方支払がある場合は、**いずれか1つの契約のみ控除**
※短期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合 (平成20年度より廃止)

(7) 基礎控除

合計所得金額	改正後
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

(8) 配 当 控 除

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に次の率を乗じた額が税額から差し引かれます。

種 類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
			市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
利 益 の 配 当 等			1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
私 募 証 券 投資信託等	外貨建証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

(9) 住民税所得割の税率 一律 10％

内 訳	課税所得金額	税 率
市民税	一律	6%
県民税	一律	4%

(10) 調整控除額の計算方法

- 課税所得200万円以下の場合 (1)と(2)のいずれか小さい額の5％を税額から控除
○課税所得200万円超えの場合 (1)から(3)を引いた差の5％を税額から控除
但し、この差が2,500円未満の場合は2,500円
(1)人的控除の差の合計 (2)課税所得金額 (3)課税所得金額から200万円を差し引いた額
○合計所得金額が2,500万円超えの場合 調整控除の適用なし

(11) 均 等 割 額

市民税 3,500円 県民税 2,000円 (森林環境税500円含む)
均等割非課税基準(次の算式で求めた額以下の方)
前年中の合計所得が28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養人数)+10万+16万8千円
※16万8千円は、同一生計配偶者又は、扶養親族がない場合は加算しない
※16歳未満(平成17年1月2日以後生まれの者)の扶養親族も、扶養人数に含む

令和3年度 市民税・県民税の申告について

この申告は、令和2年中(令和2年1月1日～12月31日)のあなたの所得について申告していただくものです。

別紙の申告書の記載事項は裏面を参考に記入してください。なお、この申告書は、国民健康保険料・後期高齢者医療をはじめとする福祉関係の各種料金算定・軽減・支給などの大事な判定資料になりますので必ず申告してください。

申告書を提出しなければならない方

- 令和3年1月1日現在、香芝市に住所のある方で次に掲げる場合に該当する方（確定申告書を提出した方は、申告は不要です）
 - (ア) 令和2年中に営業・農業・不動産・利子・配当等の所得のある方
 - (イ) 給与所得者で次に該当する方
 - ・給与以外に所得のある方
 - ・勤務先等から香芝市に給与支払報告書が提出されていない方
 - ・令和2年中に退職した方
 - ・2か所以上から給与の支払いを受けている方
 - (ウ) 公的年金等を受給されており、次のいずれかに該当する方
 - ・還付される所得税がない場合で、市民税・県民税だけで医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、扶養控除などの各種控除を受けようとする方
 - ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告は不要です。ただし、公的年金から所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。
 - ※令和2年中の収入が公的年金のみの方の中で、昭和31年1月2日以後に生まれた方（65歳未満）は980,000円以下、昭和31年1月1日以前に生まれた方（65歳以上）は1,480,000円以下であれば所得控除等に関係なく非課税となるため、市民税・県民税の申告は不要です。
 - (エ) 所得のなかった方の内、令和3年1月1日現在、香芝市に住所のある方に扶養されていない方
 - ・学生、被扶養者、無職等で所得のなかった方に加え遺族年金、障害年金、福祉年金等の非課税所得のみの方
 - (オ) 扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者である方
 - ※国民健康保険・後期高齢者医療保険等に参加している場合、申告を行わないと保険料が正しく計算されない可能性があります。
 - ※申告された内容は、非課税証明・国民健康保険・国民年金・福祉・保育関係事務などの資料となりますので、必ず提出してください。
- 令和3年1月1日現在、香芝市に住所のない方で、香芝市に事業所・家屋敷のある方

申告書を提出しなくてもよい方

- 令和2年分の確定申告書を税務署に提出された、または提出される予定の方
- 給与所得のみで勤務先から香芝市に給与支払報告書の提出がある方
- ※提出の有無につきましては、勤務先でご確認ください
- 公的年金所得のみで、その他に所得がない方〔但し、上記の(ウ)・(エ)・(オ)に該当する場合は申告が必要です〕
- ※場合によっては申告書を送付することがありますので、その際には申告書を提出してください
- 所得がなく令和3年1月1日現在、香芝市に住所のある方に扶養されている方（ただし、扶養者が市外にお住まいの方や、扶養者の合計所得金額が1,000万円を超える同一生計配偶者の方は提出が必要です）

申告に必要な書類

- 市民税・県民税申告書
- 令和2年中の収支を明らかにできるもの
- 【例 源泉徴収票（原本）（源泉徴収票の交付を受けていない人は事業所の給与明細等）、収入や必要経費等のわかる帳簿書類】
- 生命保険・地震(旧長期損害)保険等の証明書(原本)、社会保険料の領収書・医療費控除の明細書(合計金額記載のこと)、医療費通知、身体障害者手帳等
- 「個人番号（マイナンバー）カード」又は「個人番号（マイナンバー）通知カードと本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）」
- ※郵送でご提出される場合は、上記の写しを添付してください。
- ※申告者及び申告者が扶養する親族の個人番号（マイナンバー）が必要です。
- はんこ（シャチハタ以外）

申告書の提出場所	香芝市役所	税務課	課税係	電話 0745-44-3307
----------	-------	-----	-----	-----------------

市民税・県民税の計算のしかた

（ ◎市民税・県民税の税額は、均等割と所得割の合計額です。均等割は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算されます。）

前年の所得金額

－

所得控除合計額

=

課税所得金額

×

市民税率

－

調整控除額

－

配当控除額

－

特別税額控除額

－

住宅借入金等特別税額控除額

－

寄附金税額控除額

－

外国税額控除額等

=

割式等譲渡所得株

＝

配当割額

－

所得割額

=

市民税所得割額

＋

市民税均等割額

=

市民税

＝

市民税所得割額

＋

市民税均等割額

＝

市民税年税額

↑ 1,000円未満切り捨て

100円未満切り捨て

4

1

Ⅰ. 所得から差し引かれる金額（所得控除）

雑損控除

資産（家屋・家財道具・現金など）が、天災・火災・盗難・横領などによって損害を受けた場合、対象となる範囲はあなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で令和2年中の各種所得の合計額が48万円以下の人の資産です。

医療費控除

あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために令和2年中に支払った治療費または治療に要した費用があった場合。
〔控除額〕（支払った医療費の総額）－（保険等で補てんされた金額）
－〔各種所得の合計額×5％（10万円を限度）〕＝控除額
★ただし、控除額の最高限度は200万円で、医療費控除の明細書を必ず添付してください。（ご自身で合計金額の計算及び記載が必要です。）
医療費控除の特例
あなたや、あなたと生計を一にする配偶者やその他親族のために令和2年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費があった場合。
支払ったスイッチOTC医薬品の購入費の総額－保険等で補てんされた金額－1万2千円＝控除額
〔控除額〕
★控除額の最高限度は8万8千円で、医療費控除の明細書を必ず添付してください。（ご自身で合計金額の計算及び記載が必要です。）
★現行の医療費控除とどちらか一方のみ適用可能となります。

社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った国民健康保険料・厚生年金保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの金額です。生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれる介護保険料・後期高齢者医療保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。
★国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除を受ける場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付して下さい。

小規模企業共済等掛金控除

あなたが次の掛金を支払った場合。
・小規模企業共済法に規定された共済契約（旧第二種共済契約を除く。）に基づく掛金
・確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金
・条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金
〔控除額〕 支払った金額が控除されます。

生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を令和2年中に支払った場合。
〔控除額〕 控除額については、4ページを参照してください。

地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋・家財を保険の目的とした地震保険料をあなたが支払った場合に控除されます。平成18年末までに契約した旧長期損害保険（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）を含みます。
〔控除額〕 控除額については、4ページを参照してください。

配偶者控除

あなたの令和2年中の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合。
〔控除額〕 控除額については4ページを参照してください。
※あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除対象外ですが、非課税判定に用いる扶養親族としてはこれまでどおり含まれますので、配偶者の方を扶養される場合はその方の氏名をご記入ください。（他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除く）

配偶者特別控除

あなたの令和2年中の合計所得が1,000万円以下で、同一生計配偶者の合計所得金額が133万円未満の場合。
〔控除額〕 控除額については4ページを参照してください。

扶養控除

令和2年12月31日現在で、あなたと生計を一にする親族のうち（配偶者を除く）令和2年中の合計所得金額が48万円以下の扶養親族がある場合（令和2年中に死亡した扶養親族があるときは、その人も含みます）。
〔控除額〕
(1) 老人扶養親族（扶養親族のうち70歳以上）1人につき38万円、同居老親等の場合45万円
(2) 特定扶養親族（扶養親族のうち19歳以上23歳未満）1人につき45万円
(3) その他の扶養親族（16歳以上19歳未満及び23歳以上70歳未満）1人につき33万円
※16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、非課税判定に用いる扶養親族としてはこれまでどおり含まれますので、「16歳未満の扶養親族欄」に記載してください。

障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者又は扶養親族が心身に障害があり身体障害者手帳等の交付を受けている人、及び「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人。
障害者：身体障害者手帳3～6級、療育手帳B程度、精神障害者保健福祉手帳2・3級など 26万円
特別障害者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A程度、精神障害者保健福祉手帳1級など 30万円
※手帳がない場合でも控除の対象になる場合があります。
○介護福祉課で「障害者控除対象者認定書」の交付を受けている人は認定書の提示または添付が必要です。

同居特別障害者控除

同一生計配偶者またはその他の親族のうち、特別障害者に該当し、あなたの配偶者およびあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかと同居されている人。
〔控除額〕 53万円 特別障害者控除額（30万円）に23万円加算します。

ひとり親控除

あなたが令和2年12月31日現在で、婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる場合。
(1) あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
(2) 生計を一にする子がいること。
※この場合の子は、前年中の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。
(3) 前年中の合計所得金額が500万円以下であること。
〔控除額〕 30万円

寡婦控除

あなたが令和2年12月31日現在で、「ひとり親控除」に該当せず、次のいずれかに当てはまる場合。
※あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。
(1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人。
(2) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人。※なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。
〔控除額〕 26万円

勤労学生控除

あなたが学生・生徒で給与所得などの勤労による所得を有し、令和2年中の合計所得金額が75万円以下（その所得のうち不動産・利子・配当などの勤労によらない所得が10万円以下）の場合。
〔控除額〕 26万円

基礎控除〔控除額〕

控除額については、4ページを参照してください。

※同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。

申告書の書き方

申告書には、令和2年中の所得等の必要事項を記入し、押印のうえ、期限内にご提出してください。
なお、あなたの申告にもとづいて賦課決定した場合は、納税通知書により通知する予定です。

住所・氏名等の記入のしかた

住所

現住所は、現在居住している住所を記入してください。

方書

下宿・アパート・マンションなどの方書のある人は忘れずに記入してください。

氏名

申告する人の氏名を記入して押印してください。フリガナはカタカナで記入してください。

個人番号

「個人番号カード」又は「通知カード」に記載されている12桁の個人番号を記入してください。

電話番号

連絡がとりやすい番号を記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除

損害の原因

損害年月日

損害を受けた資産の種類

損 害 金 額

保険金などで補てんされる金額

差引損失額のうち災害関連支出の金額

合 計

医療費控除

支払った医療費等

保険金などで補てんされる金額

合 計

社会保険料控除

社会保険の種類

支払保険料

掛金の種類

支払掛金

合 計

生命保険料控除

新生命保険料の計

旧生命保険料の計

新個人年金保険料の計

旧個人年金保険料の計

介護医療保険料の計

合 計

地震保険料控除

地震保険料の計

旧長期損害保険料の計

合 計

寡婦・ひとり親・勤労学生控除

17 □ 寡婦控除
〔死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未婚〕

18 □ ひとり親控除

19 □ 勤労学生控除
(学校名)

合 計

障害者控除

氏名

障害の程度

知的 □ 精神 □ 身体 □ その他

氏名

障害の程度

知的 □ 精神 □ 身体 □ その他

合 計

配偶者・配偶者特別控除

配偶者氏名

生年月日

配偶者の合計所得金額

個人番号

合 計

扶養控除

氏名

生年月日

同居 □ 別居

続柄

氏名

生年月日

同居 □ 別居

続柄

氏名

生年月日

同居 □ 別居

続柄

氏名

生年月日

同居 □ 別居

続柄

合 計

16歳未満の扶養親族

氏名

生年月日

同居 □ 別居

続柄

氏名

生年月日

同居 □ 別居

続柄

氏名

生年月日

同居 □ 別居

続柄

合 計

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名及び住所を記入してください。

扶養控除額の合計

事業等

ア

業

イ

不 動 産

ウ

利 子

エ

配 当

オ

給 与

カ

公的年金等

キ

業 務

ク

そ の 他

ケ

短 期

コ

長 期

サ

一 時

シ

事業等

①

業

②

不 動 産

③

利 子

④

配 当

⑤

給 与

⑥

公的年金等

⑦

業 務

⑧

そ の 他

⑨

合 計

〔7 + 8 + 9〕

⑩

総合譲渡・一時

⑪

合 計

⑫

社会保険料控除

⑬

小規模企業共済等掛金控除

⑭

生命保険料控除

⑮

地震保険料控除

⑯

寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者控除

⑰～⑳

配偶者・配偶者特別控除

㉑～㉒

扶養控除

㉓

基礎控除

㉔

⑬から㉔までの計

㉕

雑損控除

㉖

医療費控除

㉗

合 計

〔25 + 26 + 27〕

㉘

Ⅱ. 所得の種類と内容・必要経費

種 類	内 容	必 要 経 費
営業等	製造業、建設業、飲食業、サービス業、外交員、大工等から生ずる所得。	販売した商品の原価、租税公課、雇人費、地代、家賃、事業用固定資産の損失、減価償却費など。
農 業	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜などから生ずる所得。	種苗代、肥料代、防虫費、飼料費、雇人費、固定資産税などの租税公課、減価償却費、事業用固定資産の損失など。
不動産	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付などによる所得。	固定資産税、損害保険料、修繕費、減価償却費、借入金の利子、不動産貸付事業用固定資産の損失など。
利 子	銀行等の預貯金の利子など（源泉分離課税分は申告不要）	
配 当	株式、出資の配当、証券投資信託の収益の分配にかかる所得。	株式取得のための借入金の利子
給 与	俸給、給料、歳費、賃金及び賞与などの所得。 ※源泉徴収票添付	給与所得控除後の金額については4ページを参照してください。
雑 業 務 そ の 他	公的年金等 厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給（増加恩給や遺族年金などは除く）による所得。※源泉徴収票添付 副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの。 その他 生命保険契約に基づく年金、作家以外の人の原稿料や印税、公演料などの所得。	公的年金所得控除後の金額については4ページを参照してください。 収入をあげるために支出した金額など。 収入をあげるために支出した金額など。
総 合 譲 渡	機械・自動車・営業権・ゴルフ会員権などの資産の譲渡（土地・建物などの分離課税されるものを除く）による所得。	譲渡した資産の取得価格、設備費、改良費、譲渡に要した費用。
一 時	生命保険等の満期一時金、懸賞当選金等の一時的な所得。	払込保険料等、収入をあげるために要した費用。
◎ 山林所有、退職所得（特別徴収の対象とならない退職金）、分離課税の譲渡（短期・長期）、有価証券の譲渡所得などについては、税務署までおたずねください。 葛城税務署 0745-22-2721		

Ⅲ. 住宅借入金等特別税額控除

①平成22年度より「住宅借入金等特別税額控除申請書」の提出の必要がなくなり、控除の該当の可否は勤務先からの給与支払報告書、確定申告書により自動的に判定・適用されます。
・勤務先からの報告が正しくされない、控除を受けることができませんので、源泉徴収票に住宅借入金等特別控除可能額・入居年月日が記載されているかを確認してください。
・勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がなくご自身で市役所に申告される方は、引き続き必ず申告してください。

②住宅借入金特別税額控除の延長及び拡充
・適用期限の延長
・個人住民税の住宅借入金等特別控除の適用期限について、令和3年12月31日までの入居に延長されました。
・控除限度額の拡充
平成26年4月1日から令和3年12月31日までに居住された方のうち、消費税率8％または10％で住宅を購入された方は、控除額の計算にあたっての適用割合が7％に、また控除限度額が136,500円に引き上げられました。

居住年月日	控除限度額
平成21年1月1日から平成26年3月31日まで	所得税の課税総所得金額等の5％（最高97,500円）
平成26年4月1日から令和3年12月31日まで	所得税の課税総所得金額等の7％（最高136,500円）

③住宅借入金特別税額控除期間の延長
令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居した方については、控除期間を現行の10年間から13年間へ3年間延長することとされました。
（住宅の対価の額、または、費用の額に含まれる消費税の税率が10％の場合に限ります。）
※住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により入居が期限（令和2年12月31日）に遅れた場合でも、以下の両方の要件を満たした上で令和3年12月31日までに入居すれば、特例措置の対象となります。
[1] 一定の期日までに契約が行われていること。
・注文住宅を新築する場合：令和2年9月末
・分譲住宅・既存住宅を取得する場合：令和2年11月末
[2] 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によって、注文住宅、分譲住宅、既存住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと。

3